南丹市 Nantan City

おくやみ ハンドブック



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

南丹市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。 手続きの参考に、この「おくやみハンドブック」をご活用ください。

南丹市

事前準備について

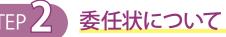
南丹市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。 まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。



持ち物の確認



次ページの「来庁時の持ち物について」を ご確認ください。





相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3 各種手続きチェックリスト



該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参のうえ、南丹市役所本庁または各支所へお越しください。

本庁・各支所のご案内

	所在地	代表電話番号
本庁	京都府南丹市園部町小桜町 47 番地	0771-68-0001
八木支所	京都府南丹市八木町八木東久保 29 番地 1	0771-68-0020
日吉支所	京都府南丹市日吉町保野田市野 3 番地 1	0771-68-0030
美山支所	京都府南丹市美山町島島台 51 番地	0771-68-0040

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちのうえ、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- □ 来庁される方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)
 - ※写真付きのものがない場合は、資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳など計2点。
- □ 認印 (※相続人代表及び喪主)
- □ 預貯金通帳 (※相続人代表及び喪主、年金請求者)
- ※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- □ 基礎年金番号が記載されているもの(年金手帳及び年金証書)
- □ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書
 - ※亡くなられた方の各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など)
 - ※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの(葬祭の領収書、会葬礼状など)
- □ 介護保険被保険者証
- □ 福祉医療費受給者証
- □ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

□ 1点で本人確認できる書類(顔写真付きに限る)

運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、 マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

□ 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書・ 介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、 学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ(目安)

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整○通夜・葬儀・告別式○初七日○四十九日○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (42 ページ参照)	
以内		○遺言書の調査・遺言書の 検認○相続人の調査・確定○相続財産の調査○相続放棄・限定承認	— (43 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (44 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (43 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 (44 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

南丹市で必要な手続きについては6ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助と なれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	✓	該当事項	詳細ページ
		マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	D.6
住民登録		印鑑登録をしていた	- P.6
		在留カード、特別永住者証明書を所持していた	P.7
保険・		国民健康保険に加入していた	P.8
体操		後期高齢者医療保険に加入していた	P.9
		国民年金のみに加入または受給していた	- P.12
年金		厚生年金に加入または受給していた	F.12
十並		共済年金に加入または受給していた	- P.13
		農業者年金に加入または受給していた	7.13
		市税の納付が済んでいない	P.14
		固定資産を持っていた	P.15
114.		市府民税の課税対象者である(当該年1月2日以降にお亡くなりの方)	P.16
税金		原動機付自転車 (125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.17
		二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下)・二輪の小型自動車 (250cc超) を所有していた	- P.18
		三輪・四輪の軽自動車を所有していた	7.10
介護保険・		南丹市の介護保険に加入していた	P.19
71.碳体(水)		介護認定を受けていた	P.20
老人医療		福祉医療費受給者証(「マル老」)を交付されていた	P.21
見守り		あんしん見守りシステムに関する機器の貸与を受けている	P.22
		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	- P.23
福祉		障害児福祉手当を受給していた	7.23
(障がい)		特別障害者手当を受給していた	- P.24
		特別児童扶養手当を受給していた	r.∠4

死亡に伴う各種手続きチェックリスト(該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	V	該当事項	詳細ページ
		自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.25
		心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた	P.26
		重度心身障害老人健康管理事業の助成を受けていた	P.27
福祉(障がい)		福祉医療費支給事業(障がい)の助成を受けていた	- P.28
		福祉タクシー券を利用していた	F.20
		児童通所支援を利用していた	- P.29
		障害福祉サービスを利用していた	F.29
		児童手当を受給していた	- P.30
		児童扶養手当を受給していた	7.30
こども		子育て支援医療費助成受給者証を交付されていた	- P.31
228		ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付されていた	7.31
		幼稚園・保育所などに通っている未就学児の保護者	- P.32
		ひとり親家庭奨学金を受給していた	F.32
		上下水道を使用していた	- P.33
上下水道		下水道事業受益者負担金を納付中であった	r.33
		浄化槽を使用していた	P.34
飼い犬		犬の飼い主として登録している方	- P.35
農地		農地の所有者だった	7.33
		市営住宅の名義人だった	- P.36
市営住宅		同居家族が入居を継続する	F.30
		市営住宅の同居家族だった	- P.37
その他		家財整理をしたい	F.3/

1. 住民登録に関する手続き

◆マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返納または破棄

手続き詳細	期限
マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの場合は、市民課または各支所総務課へご返却いただくか裁断して破棄してください。	なし
ただし、税金や保険金などの手続きでマイナンバーの提示を求	■ 手続き可能な人
められる場合がありますので、必要な手続きが終わるまで大切	
に保管してください。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	市民課 25 0771-68-0005 本庁中央庁舎 1 階

◆印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証 (カード) の破棄

手続き詳細	期限
亡くなられた方が印鑑登録をされていた場合、その方の印鑑登録 は死亡日をもって失効します。	なし
あわせて、印鑑登録証 (カード) も無効となりますので、破棄してく ださい。	
/CC 0 %	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	市民課 25 0771-68-0005 本庁中央庁舎 1 階

1. 住民登録に関する手続き

◆在留カード、特別永住者証明書を所持していた

手続き 在留カード、特別永住者証明書の返納

- 工体セ学(m	#B 7B	
手続き詳細	期限	
在留カードまたは特別永住者証明書をお持ちの外国人の方は、 住居地を管轄する地方出入国在留管理官署に直接返納してくだ さい。	亡くなられた日(死亡後に 在留カードまたは特別永住 者証明書を発見したとき は、その発見の日)から 14日以内	
	手続き可能な人	
	親族または同居人	
必要なもの	問い合わせ先	
□ 返納理由を証する文書 (除票・死亡証明書など) ※郵送による返納手続きも可能。詳しいことは、出入国在留管理庁 のホームページをご確認ください。	大阪出入国在留管理局 京都出張所 ☎ 075-752-5997	
MEMO		

2. 保険に関する手続き

◆国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書などの返却

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなられた場合は、資格確認書または資格情報の	なし
お知らせを回収しています。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書または資格情報の お知らせ	市民課 公 0771-68-0011 本庁中央庁舎 1 階

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
※申請は原則喪主となります。代理受領をする場合は、喪主の	手続き可能な人
委任状が必要になります。	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
□ 葬祭執行者の印鑑・通帳□ 葬祭執行を証明する書類 (会葬礼状または葬祭領収書)	市民課 公 0771-68-0011 本庁中央庁舎 1 階

手続き③ 相続人代表者指定届兼口座振込依頼書の提出

手続き詳細	期限
過誤納還付金が発生した場合に、相続人代表者に還付します。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑 (相続人のもの) □ 預金通帳など (相続人のもの)	市民課 25 0771-68-0011 本庁中央庁舎 1 階

2. 保険に関する手続き

手続き ④ 送付先変更届の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方の生前のご住所に保険税の未納または還付に関す るお手紙を送付する場合があります。	14 日以内
独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した 郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。	手続き可能な人
※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を 郵送でお送りします。	相続人・親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 送付先変更届の届出人の本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証・資格確認書など)	市民課 270771-68-0011
【届出者と送付先が異なる場合】	本庁中央庁舎 1 階
□ 学付生の住所。氏々(宛々) が破認できる書精	
□ 送付先の住所・氏名(宛名) が確認できる書類	
□ 送付先の住所・氏名(宛名)が確認できる書類	

◆後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなられた場合は、資格確認書を回収しています。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書	市民課 公 0771-68-0011 本庁中央庁舎 1 階

手続き 2 葬祭費の申請

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
※申請は原則喪主となります。代理受領をする場合は、喪主の	手続き可能な人
委任状が必要になります。 	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
□ 葬祭執行者の印鑑・通帳□ 葬祭執行を証明する書類 (会葬礼状または葬祭領収書)	市民課 25 0771-68-0011 本庁中央庁舎 1 階

手続き③ 高額療養費支給申請書と相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、給付できなくなった際に相続人代表者に支給されます。(相続人全員のこれが、) ボーカル・	2年間以内
	手続き可能な人
の記名押印が必要となります。)	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑 (相続人のもの) □ 預金通帳など (相続人のもの)	市民課 公 0771-68-0011 本庁中央庁舎 1 階

手続き ④ 相続人代表者指定届兼口座振込依頼書の提出

手続き詳細	期限
過誤納還付金が発生した場合に、相続人代表者に還付します。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑 (相続人のもの) □ 預金通帳など (相続人のもの)	市民課 ② 0771-68-0011 本庁中央庁舎 1 階

2. 保険に関する手続き

手続き 5 送付先変更届の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関す るお手紙を送付する場合があります。	なし
独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した 郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。	手続き可能な人
※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を 郵送でお送りします。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 送付先変更届の届出人の本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証・資格確認書など) 【届出者と送付先が異なる場合】 □ 送付先の住所・氏名(宛名)が確認できる書類	市民課 25 0771-68-0011 本庁中央庁舎 1 階
MEMO	

3. 年金に関する手続き

◆国民年金のみに加入または受給していた

手続き必要な手続きの確認

手続き詳細

亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、 で遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるものをご準備のう え、必要な手続きの確認をしてください。

※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。

期限

死亡された日から5年以内 (ただし、死亡一時金のみ 2年以内)

手続き可能な人

ご遺族

必要なもの

- □ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの (年金を受給していた方は、年金証書)
- ※手続き内容により必要な持ち物が異なりますので、来庁前に 電話でお問い合わせください。

問い合わせ先

市民課

☎ 0771-68-0011 本庁中央庁舎 1 階

◆厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細

亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、 で遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるものをご準備のう え、必要な手続きの確認をしてください。

※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生 年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。

期限

死亡された日から5年以内

手続き可能な人

ご遺族

必要なもの

- □ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの (年金を受給していた方は、年金証書)
- ※手続き内容により必要な持ち物が異なりますので、来庁前に 電話でお問い合わせください。

問い合わせ先

ねんきんダイヤル

2 0570-05-1165

京都西年金事務所

2 075-323-1170

3. 年金に関する手続き

◆共済年金に加入または受給していた

手続き必要な手続きの確認

手続き詳細	期限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、 で遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。	死亡された日から5年以内
亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるものをご準備のう	手続き可能な人
え、必要な手続きの確認をしてください。	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの (年金を受給していた方は、年金証書)	各共済組合

◆農業者年金に加入または受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期限
被保険者または受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は遅滞なく住所地のJA支店を経由して農業者年金基金へ「農業者年金	遅滞なく
死亡関係届出書」を提出してください。	手続き可能な人
	ご遺族(配偶者、子などの順)
必要なもの	問い合わせ先
【死亡者が受給権者である場合】 □農業者年金証書 (紛失したときは「農業者年金証書紛失届」を JA 支店で発行) □ 死亡日が確認できる戸籍謄本、住民票の写しまたは市区町村長の発行した死亡日を明らかにすることができる証明書 【未支給年金、死亡一時金がある場合】 □亡くなられた者と請求者の続柄を確認できる戸籍謄本など、同一生計証明(JA 支店で発行) 【死亡者が被保険者であった場合】 □死亡者の農業者年金被保険者証 ※未支給年金や死亡一時金の請求は原則、請求順位に基づきます。(死亡者の配偶者、子などの順)	農業推進課 (農業委員会事務局) 20 0771-68-0067 本庁 1号庁舎 1階

4. 税金に関する手続き

◆市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の 方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要があります	納税通知書に記載の 納期限まで
ので、既に届いている納税通知書・納付書により納付をしてくだ	手続き可能な人
さい。	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 納税通知書・納付書	税務課 公 0771-68-0004 本庁中央庁舎 1 階

期限

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細

口座振替(自動払い込み)制度を利用されており、口座名義人 が亡くなられた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申	なし
	手続き可能な人
し出てください。	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課 25 0771-68-0004 本庁中央庁舎 1 階
MEMO	

4. 税金に関する手続き

◆固定資産を持っていた

手続き① 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細

固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者 に代わって固定資産にかかる賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付 に関する書類を受領する代表者を相続人の中から指定する届出に なります。

相続人のうち、どなたが納税通知書などの受取人になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。

- ※法務局で相続登記が済んでいる方でも、年内に納付すべき固定 資産税がある場合は、提出をお願いします。
- ※相続登記が済んでいない方は、別途法務局での手続きをお願いします。
- ※相続人が相続放棄された場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄 申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄 された方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。
- ※法定相続人については、P45の家系図をご参照ください。

期限

相当な期間(概ね3ヶ月)

手続き可能な人

相続人

必要なもの

【法定相続人の方が相続される場合】

□相続人代表者の本人確認書類の写し

【法定相続人以外の方が相続される場合】

- □ 遺言書の写し、遺産分割協議書の写しなど
- □相続人代表者の本人確認書類の写し

問い合わせ先

税務課

2 0771-68-0004

本庁中央庁舎1階

京都地方法務局

園部支局

2 0771-62-0380

手続き② 未登記家屋の名義変更届の提出

手続き詳細

未登記家屋を持つ納税義務者が亡くなられた場合、名義変更届に 必要事項を記入し、提出してください。

※未登記家屋とは、法務局で登記がされていない家屋のことを 言います。

期限

相当な期間(概ね3ヶ月)

手続き可能な人

相続人

必要なもの

【遺産分割協議書がある場合】

□遺産分割協議書の写し

問い合わせ先

税務課 **公** 0771-68-0004

本庁中央庁舎1階

◆市府民税の課税対象者である(当該年1月2日以降にお亡くなりの方)

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方に市民税・府民税が課税される(されている)場合、 市民税・府民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の 代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが納税通知書などの受取人になられるのか	相当な期間(概ね3ヶ月)
「相続人のうら、となたが納税通知者などの支取人になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※固定資産の手続きで提出していただきましたら同様に取扱いますので、改めての提出は不要です。	手続き可能な人相続人
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続される場合】□相続人代表者の本人確認書類の写し	税務課 25 0771-68-0004
【法定相続人以外の方が相続される場合】	本庁中央庁舎 1 階
□ 遺言書の写し、遺産分割協議書の写しなど □相続人代表者の本人確認書類の写し	

4. 税金に関する手続き

◆原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細 期限 亡くなられた方の名義の車両 (ナンバープレート) を、処分された 亡くなられた日から 場合、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。 30 日以内 手続き可能な人 1相続人 必要なもの ②相続人と同じ世帯の □ ナンバープレート (南丹市ナンバー・旧町ナンバー) ご家族 ③その他の方 □ 標識交付証明書 ※③の方が手続きされる場合に □ 手続きを行う人の本人確認書類 は、相続人からの廃車に関する □ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類 (戸籍謄本など) 委任状が必要となります。 【相続人以外の方が手続きする場合】 問い合わせ先 □相続人からの委任状

□旧称人からの会任状	税務課 ☎ 0771-68-0004 本庁中央庁舎 1 階
手続き② 相続人への名義変更	
- 手続き詳細 	期限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続き をしてください。	亡くなられた日から 15 日以内
※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	手続き可能な人
必要なもの	①相続人 ②相続人と同じ世帯の ご家族
□ 標識交付証明書	③その他の方
□ 手続きを行う人の本人確認書類 □ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類 (戸籍謄本など)	※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
【相続人以外の方が手続きする場合】	 問い合わせ先
□相続人からの委任状	税務課 25 0771-68-0004 本庁中央庁舎 1 階

◆二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下)・二輪の小型自動車 (250cc超) を 所有していた

手続き 廃車・名義変更

手続き詳細	期限
近畿運輸局京都運輸支局で手続きをしてください。	_
	手続き可能な人
	_
必要なもの	問い合わせ先
詳しくは近畿運輸局京都運輸支局にお問い合わせください。	近畿運輸局 京都運輸支局 ☎ 050-5540-2061

◆三輪・四輪の軽自動車を所有していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期限
軽自動車検査協会 京都事務所で手続きをしてください。	_
	手続き可能な人
	_
必要なもの	問い合わせ先
詳しくは軽自動車検査協会 京都事務所にお問い合わせください。	軽自動車検査協会 京都事務所 ☎ 050-3816-1844

'	101010

5. 介護保険に関する手続き

◆南丹市の介護保険に加入していた

手続き① 介護保険被保険者証の返納

手続き詳細	期限
介護保険被保険者証を返納してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の介護保険被保険者証	高齢福祉課 ② 0771-68-0006 本庁中央庁舎 1 階

手続き② 送付先変更届の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方の保険料に関する通知を送付する場合があります。	14日以内
独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した	■ ● 手続き可能な人
郵便物が届かなくなるおそれのある方は同届をご提出ください。	相続人
New Little	
必要なもの	問い合わせ先
□ 送付先変更届の届出人の本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証・資格確認書など)【届出者と送付先が異なる場合】□送付先の住所・氏名(宛名)が確認できる書類	高齢福祉課 23 0771-68-0006 本庁中央庁舎 1 階
MEMO	

手続き 3 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方の介護保険料に還付が発生する場合、相続人の	なし
代表者に通知させていただくことになります。	手続き可能な人
相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか、また、 どの口座に振り込みするのか「相続人代表者指定届」に必要事項 を記入し、ご提出ください。	相続人代表者となる方
※国民健康保険または後期高齢者医療保険について届出をされた場合は提出不要です。	
必要なもの	問い合わせ先
□ 相続人代表者となる方の本人確認書類	高齢福祉課 2 0771-68-0006 本庁中央庁舎 1 階

◆介護認定を受けていた

手続き 各証の返納

手続き詳細	期限			
介護保険被保険者証とあわせて、介護保険負担割合証、介護保険	なし			
負担限度額認定証及び社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を 交付されていた場合は返納してください。	手続き可能な人			
	どなたでも可			
必要なもの	問い合わせ先			
□ 介護保険負担割合証□ 介護保険負担限度額認定証□ 社会福祉法人等利用者負担減額確認証	高齢福祉課			
MEMO				

6. 老人医療に関する手続き

◆福祉医療費受給者証(「マル老」)を交付されていた

手続き① 異動届の提出

手続き詳細	期限
老人医療費受給者異動届を提出してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 老人医療費受給者異動届	高齢福祉課 ② 0771-68-0006 本庁中央庁舎 1 階

手続き② 各証の返納

手続き詳細	期限
福祉医療費受給者証(「マル老」)を返納してください。	なし
また、一部負担金限度額適用認定証を交付されていた場合は 返納してください。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 福祉医療費受給者証(「マル老」)□ 一部負担金限度額適用認定証	高齢福祉課 ② 0771-68-0006 本庁中央庁舎 1 階

 	 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	 	
			••••
			••••
			••••

7. あんしん見守りシステムに関する手続き

◆あんしん見守りシステムに関する機器の貸与を受けている

手続き① 異動届の提出

手続き詳細	期限
あんしん見守りシステム異動届を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ あんしん見守りシステム事業異動届	高齢福祉課

手続き② 貸与機器の返却

手続き詳細	期限
貸与を受けている機器・ペンダントを返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ あんしん見守りシステム機器	高齢福祉課
MEMO	

8. 福祉(障がい)に関する手続き

◆身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳返還届の提出と、手帳の返還

手続き詳細	期限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または	速やかに
療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	社会福祉課 25 0771-68-0007 本庁中央庁舎 1 階

◆障害児福祉手当を受給していた

手続き

障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月を	死亡日から 14 日以内
もって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の	手続き可能な人
手続きが必要です。	親族
必要なもの	問い合わせ先
□印鑑	社会福祉課
【未払い分がある場合】	2 0771-68-0007
□相続人の振込口座のわかるもの	本庁中央庁舎 1 階
MEMO	

◆特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月を もって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
手続きが必要です。 	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑 【未払い分がある場合】 □相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課 2 0771-68-0007 本庁中央庁舎 1 階

◆特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還 (未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給 資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、 死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当が	死亡日から 14 日以内
│ あれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更 │ │ の手続きとなります。	手続き可能な人
り子がにとこなりより。	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 □ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) 【未払い分がある場合】 □相続人の振込口座の通帳の写し 【受給資格が継続する場合】 □認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し	社会福祉課 25 0771-68-0007 本庁中央庁舎 1 階

8. 福祉(障がい)に関する手続き

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出、特別児童 扶養手当証書の返還

(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出)

手続き詳細	期限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、 死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば	死亡日から 14 日以内
請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童が	手続き可能な人
いる場合は額改定の手続きとなります。	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 □ 印鑑	社会福祉課 25 0771-68-0007 本庁中央庁舎 1 階

◆自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療) の返還

手続き詳細	期限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、 死亡日をもって使用不可となります。	速やかに
自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を返還	手続き可能な人
してください。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証	社会福祉課
(更生医療・精神通院・育成医療) 	☎ 0771-68-0007 本庁中央庁舎 1 階
	本庁中央庁舎 1 階

◆心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の 手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	年金を受給する方、または 年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の死亡診断書 □ 亡くなられた方の住民票除票 □ 年金を受給する方の住民票記載事項証明書 □ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの □ 加入証書	社会福祉課

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が 亡くなられた場合、加入期間に応じて、加入者に弔慰金が支給	速やかに
されます。 	手続き可能な人
	加入者
必要なもの	問い合わせ先
□亡くなられた方の住民票除票	社会福祉課
□ 掛金を支払っていた方の住民票記載事項証明書	☎ 0771-68-0007
□ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	本庁中央庁舎 1 階
□加入証書	

8. 福祉(障がい)に関する手続き

【心身障害者扶養共済制度の年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期限
死亡・重度障害届出書を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人
	指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の住民票除票 □ 給付金証書	社会福祉課 ② 0771-68-0007 本庁中央庁舎 1 階

◆重度心身障害老人健康管理事業の助成を受けていた

手続き

重度心身障害老人健康管理事業対象者証の返却、資格喪失届、 及び医療費未請求分の償還払の手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が重度心身障害老人健康管理事業対象者証の 交付を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となり	速やかに
ます。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続き(償還払) おぶ悪です	手続き可能な人
が必要です。 	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の重度心身障害老人健康管理事業対象者証 □ 未請求分の医療費領収書 【未請求分がある場合】 □相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課

◆福祉医療費支給事業(障がい)の助成を受けていた

手続き

福祉医療費受給者証の返却、資格喪失届、及び医療費未請求分の償還払 の手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が福祉医療費受給者証の交付を受けていた場合、 死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費	速やかに
領収書があれば請求の手続き(償還払)が必要です。 	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の福祉医療費受給者証	社会福祉課
□ 未請求分の医療費領収書	2 0771-68-0007
□ 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	本庁中央庁舎1階

◆福祉タクシー券を利用していた

手続き 未使用分の福祉タクシー券の返納

- 手続き詳細	期限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日を もって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券が あれば返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
め り1 いな 返 口っこ な ソ み	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	社会福祉課 2 0771-68-0007 本庁中央庁舎 1 階
MEMO	
MEMO	

8. 福祉 (障がい) に関する手続き

◆児童通所支援を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返還

手続き詳細	期限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって 通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	速やかに
	手続き可能な人
亡くなられた場合には通所受給者証の返還となります。 	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 通所受給者証	社会福祉課 25 0771-68-0007 本庁中央庁舎 1 階

◆障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返還

手続き詳細	期限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日を もって障害福祉サービス受給者証の返還となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	社会福祉課 25 0771-68-0007 本庁中央庁舎 1 階
MEMO	

9. こどもに関する手続き

◆児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、受給者の変更につき、手続 きが必要となります。	受給者が亡くなられた日の 翌日から数えて 15 日以内
未支払いの児童手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、	手続き可能な人
ご相談ください。	受給者が亡くなられた後、 対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
□ 加入医療保険の資格情報がわかるもの□ 金融機関の通帳またはキャッシュカード□ 手続きを行う人の本人確認書類	こども家庭課 ☎ 0771-68-0028 本庁中央庁舎2階

◆児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届の提出

手続き詳細	期限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給 されます。未支払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要で	亡くなられた日から 14 日以内
すので、ご相談ください。	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
□ 手続きを行う人の本人確認書類	こども家庭課 ☎ 0771-68-0028 本庁中央庁舎 2 階
MEMO	

9. こどもに関する手続き

◆子育て支援医療費助成受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納、交付申請事項変更届書提出の手続き

手続き詳細	期限
子育て支援医療費助成受給者証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の子育て支援医療費助成受給者証 □ 手続きを行う人の本人確認書類	こども家庭課 ☎ 0771-68-0028 本庁中央庁舎2階

◆ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納、資格異動届出書提出の手続き

手続き詳細	期限
ひとり親家庭等医療費等助成受給者証を交付していた方が亡く なられた場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、 返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者
	【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費等助成受給者証 □ 手続きを行う人の本人確認書類	こども家庭課 ☎ 0771-68-0028 本庁中央庁舎 2 階

◆幼稚園・保育所などに通っている未就学児の保護者

手続き 保護者の変更手続き、保育料の再算定

手続き詳細	期限
登録保護者の変更が必要になります。また保育料などの再算定が	なし
必要です。 	手続き可能な人
	【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者
	【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 手続きを行う人の本人確認書類	幼児教育・保育推進課 な 0771-68-0017 本庁中央庁舎 2 階

◆ひとり親家庭奨学金を受給していた

手続き 変更届の提出、過払い分の返納

手続き詳細	期限
ひとり親家庭奨学金を支給済みの場合は、過払分の返納が必要です。	なし
	手続き可能な人
	【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者
	【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 手続きを行う人の本人確認書類	こども家庭課 ☎ 0771-68-0028 本庁中央庁舎2階

10. 上下水道に関する手続き

◆上下水道を使用していた

名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが 必要となります。	死亡の事実が判明した時点 でご連絡ください。
また、井戸水を使用しており、下水道に接続されている世帯の方が	手続き可能な人
亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要となります。 - -	親族または同居者が 望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道部 経営総務課 公 0771-68-0064 八木支所 2 階

◆下水道事業受益者負担金を納付中であった

受益者変更届の提出

期限
速やかに
手続き可能な人
どなたでも可
問い合わせ先
上下水道部 上下水道課 公 0771-68-0053 八木支所 2 階

期限

◆浄化槽を使用していた

手続き詳細

手続き 名義変更または休止手続き

亡くなられた方が浄化槽の名義人の場合、管理者変更または使用 休止の手続きが必要となります。	変更の日から 30 日以内
※使用休止の場合、水道の閉栓と浄化槽の最終清掃が必要になります。	手続き可能な人どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【浄化槽使用休止届出書を提出する場合】 浄化槽の最終清掃を実施したことがわかる完了報告書 ※浄化槽管理者変更報告書の提出は不要です。	上下水道部 上下水道課 ☎ 0771-68-0053 八木支所 2 階
MEMO	

11. 飼い犬に関する手続き

◆犬の飼い主として登録している方

手続き 所有者変更届出書の提出 (電話連絡可)

手続き詳細	期限
犬の飼い主の変更の届出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	環境課 分 0771-68-0085 本庁中央庁舎 2 階

12. 農地の相続に関する手続き

◆農地の所有者だった

手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出書を提出

手続き詳細	期限
農地の所有者の変更の届出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	農業推進課 (農業委員会事務局) 公 0771-68-0067 本庁1号庁舎1階

13. 市営住宅に関する手続き

◆市営住宅の名義人だった

手続き 住宅返還届の提出

手続き詳細	期限
入居者が単身者の場合、入居者死亡により退去となります。 親族	なし
の方 (相続人) により退去の手続きを進めてください。 	手続き可能な人
	親族(相続人)
必要なもの	問い合わせ先
□住宅返還届	都市計画課
□住民票除票	2 0771-68-0052
	本庁4号庁舎1階

◆同居家族が入居を継続する

手続き 承継承認申請の提出

手続き詳細	期限
同居家族がいる場合、住宅入居承継承認申請書を提出し、承認 されれば市営住宅に引き続き入居いただけます。 ただし承継の	なし
要件に当てはまる方の場合のみとなります。	手続き可能な人
ZITICA CIGA ON CIA YA YO	承継可能な親族(相続人)
必要なもの	問い合わせ先
□住宅入居承継承認申請書	都市計画課
□ 入居者との続柄のわかる書類	2 0771-68-0052
□収入額の証明書類	本庁 4 号庁舎 1 階
	••••••

13. 市営住宅に関する手続き

◆市営住宅の同居家族だった

手続き同居家族異動届の提出

手続き詳細	期限
同居家族が亡くなられた場合は、同居家族異動届を提出してくだ	なし
さい。	手続き可能な人
	名義人
必要なもの	問い合わせ先
□同居家族異動届	都市計画課
□住民票除票	2 0771-68-0052
	本庁 4 号庁舎 1 階

14. その他に関する手続き

◆家財整理をしたい

手続き 直接ごみ処理施設に搬出する場合

手続き詳細	期限
搬出前にごみ処理施設へ電話をし、「住所」、「氏名」、	_
「搬出日時」、「品目」、「持込量」を伝えた上で搬出してください。 	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
持込に際しては、手数料が必要となります。 なお、長さ50cm以上の品目及び30cm以上の家電ごみについては、 粗大家電共通シールが必要になります。	京都中部クリーンセンター か 0771-42-5341 (株)かねだ商店
※船井郡衛生管理組合発行の「ごみの正しい分け方と出し方」 の冊子を参考に処分してください。	15 0771-74-1351

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きが あります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書 (社員証など) の返却	チャバー	健康保険資格確認書または資格情報のお知らせや その他、勤務先から貸与を受けていたものを返却し てください。
国民健康保険などへの加入	速やかに	被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認 ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍 謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票 のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎 年金も支給されます。

考

備

亡くなられた方が個人事業主だった場合

項

目

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

期

日

個人事業者の死亡届出書	速やかに	
事業廃止届出書	ZE (13 VC	税務署に提出します。
個人事業の 開業・廃業等届出書	1 / P.V.+	園部税務署 ☎ 0771-62-0340
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書	- 1ヶ月以内 2	
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	
	MEMO	

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

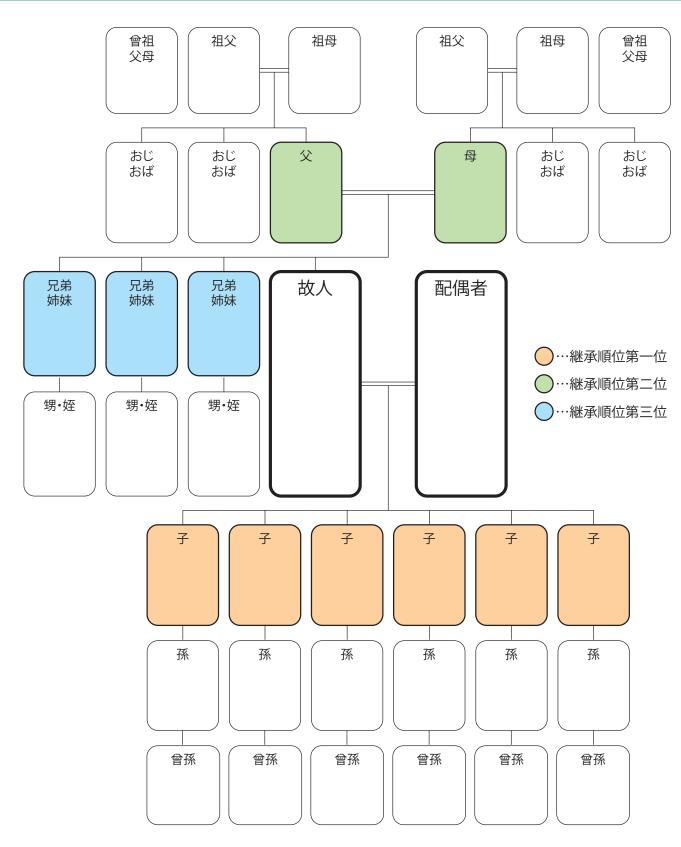
該当事項	\checkmark	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証		返納手続き	南丹警察署
恩給を受給していた		総務省恩給相談室へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証		故人の住所地を管轄する 健康福祉センター (保健 所) へお問い合わせくだ さい。	南丹保健所 ☎ 0771-62-4751
被爆者健康手帳を持っている			
預貯金口座など		口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など		死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など		名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店
国税		相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 園部税務署 ☎ 0771-62-0340
不動産登記		土地・家屋などの所有者 移転 (相続) 登記など	京都地方法務局 園部支局 ☎ 0771-62-0380

該当事項		王な手続き	問い合わせ先		
クレジットカード		解約			
固定電話、携帯電話		契約継承、解約			
インターネット			各契約会社		
電気・ガス		 名義変更、解約			
ケーブルテレビ		石我交叉、			
NHK 受信料			☎ 0120-15-1515		
なる場合があります。各契約会社なと 手続きが進めやすくなります。		MEMO	(11 1X1)11 COJE O C 7 C C C		
	•••••				
	•••••				
	•				
	•••••				
	•••••				
••••••	••••••	•	••••••		

相続に関する手続きチェックリスト

項目	期日	備考
相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査 してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してくだ さい。
遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、 「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要と なります。
相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
遺産分割協議(協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する 必要があります。合意後、金融機関や役所などへ 提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となり ます。
相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

\checkmark	項目	期日	備考
	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。 【手続き・問い合わせ先】 園部税務署 ☎ 0771-62-0340
	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数【手続き・問い合わせ先】 園部税務署 ☎ 0771-62-0340
•••••		······ \	1EMO
•••••			
•••••			
•••••			
•••••			
•••••			
•••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
•••••			
•••••			
•••••			
•••••			
•••••			
•••••			
•••••			



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)をご覧ください。

故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備考
不動産				
産				
	金融機関名	支店名	金額	備考
預 貯 金				
金				
	夕	中 次	(7)答担託わり)
その	名 称	内容	保管場所など	備考
その他の資産				
産				
借	借入先	金額	返済方法	備考
入金				
借入金・ローン				
生命保険•損害保険	保険会社	種類•内容	受取人	備考
床 険 *				
害保				
険	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公	坐 账十业田 7	任	火 //□ 11 2 157	V⊞ '7
公的年金				
312				
個 人	名 称	番号・記号など	受給金額	備考
個人年金·企業年金				
企業				
金金				
その他				
1E				
			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します,

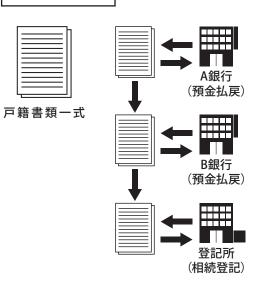
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所(法務局)において、 各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。 この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

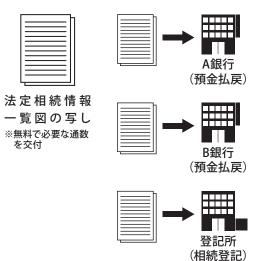
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいく つもある場合にお 勧めです。手続きが 同時に進められ、時 間短縮につながり ます。

制度の概要

①申出(法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して 登記所に申出をします。



②確認•交付(登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、 戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧 図の作成などの手 続きは専門家(※2) に依頼することも可 能です。

(※2)弁護士、司法書士、 土地家屋調査士、 税理士、社会保険 労務士、弁理士、 海事代理士、行政 書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

委任状

10年八						
住所						
	(方書·部屋	番)				
氏名						
生年月日		年	月	日生		-
上記の者を	と代理人に	選任し、	下記の権限	を委任します。		
			記			
[委任事項	[]					
令和	年	月	日			
委任者						
住所						
	(方書·部屋	番)				
氏名					ED	
生年月日		年	月	日生		
電話番号		_		_		
(3	包先)京都	府南丹市	長			

- ※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。 (例)〇山〇子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること
- ※日付を必ず記載してください。

小田 /

※委任者本人が必ず署名してください。

司法書士は、「法律に関する町のかかりつけ医」です

相続・遺言手続きは南丹下村事務所にお任せください

相続登記手続き

遺産整理

遺産分割協議書の作成

遺言書作成

生前贈与

成年後見





「相続の手続きは何から始めたらいいのだろう・・・」 「遺言を残したいけど、どうしたらいいだろう…」

まずはお気軽にご相談ください。

※不動産の相続登記を放置すると、問題が発生することも…

京都府南丹市園部町横田3号10番地1

身近な街の法律家

司法書士·行政書士 南丹下村事務所

20771-86-8617 FAX:0771-86-8625

ホームページ

営業時間/平日9:00~17:15

ご相談をご希望の方は、お電話またはLINE公式アカウントからご予約ください。 土日祝日をご希望の際は、まずはお問い合わせください。

URL:https://nantan-s.jp/

LINE

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。登記申請はお早めに!



相続問題に関するご相談は

弁護士法人佐渡・藤本法律事務所にお任せください

相続トラブルは精神的負担が大きいですが、 早期解決のためにも一度弁護士にご相談ください

遺言書の作成方法が 分からないので 相談したい

相続人が誰か分からない、 相続人が何処に住んで いるか分からないので 調べて欲しい



お気軽にご相談ください。

相続放棄をしたいけど、 どうしたらいいか 分からないので 相談したい

遺産分割協議書の作成や 遺産分割調停について 相談したい

弁護士法人佐渡·藤本法律事務所

亀岡市安町釜ヶ前50番地1木村ビル3階

TEL 0771-22-5144 平日9時~17時30分



広告

お通夜・告別式後・ご仏事のお食事はれいん房へ



会席・お弁当・オードブル お寿司などの料理を 配達・テイクアウトから ご来店まで対応させて いただきます。











〜大切な在りし日の故人様を偲ぶ宴席〜 ご予算に応じて3,300円〜でも心のこもったお料理と接客で おもてなしさせていただきます。送迎バスのご用意もあります。 また、ご法事当日に故人様の遺影をお持ちくださいますと、 ご会食のお部屋にて銀屏風の前に飾らせて頂き、 当店よりお料理一品とお花を無料で用意させていただきます。 前日までにお申し出下さい。

何なりとお気軽にご相談いただければ幸いです。 ※送迎バスは要予約制 料理代金合計44,000円以上で5名様以上からとなります。 また、個室利用は、3300円以下のお料理の場合は合計金額の10%の部屋代 を頂戴いたします。

※配達料理は、合計金額5,000円~10,000円は10%、 10,000円以上は一律1,000円の配達料を頂戴いたします。

営業時間

昼の部 11:00~15:00(ラストオーダー14:30) 夜の部 17:00~21:00(ラストオーダー20:30) ※毎週火曜日定休日となります。



※写真はイメージです。

*季節によって品数や内容変わります

味噌とん会席 3,500 円(REA) 7,700 円(REA) 7,700 円(REA) おまかせ会席 8,000~12,000円

ご宴会 ご法事 配達 TAKEOUT レストラン 運営:株式会社親愛

〒629-0166 京都府南丹市八木町室河原中塚 2 TELO771-42-2887

マストオーダー14・30)

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

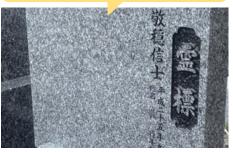
大正十二年創業の南丹市園部町にある石材店です。 お墓や石のことなら、何でもお気軽にご相談ください

墓石建立



お墓用品・石製品の販売





リフォーム工事など



お墓の引越し・防草対策・洗浄などもお任せください。

初めてのお墓づくりでもご安心ください 地域に根ざした石材店として、 石選びから完成後のご相談やアフターケアまで責任をもって お手伝いさせていただきます。



〒622-0003 京都府南丹市園部町新町 105



営業時間 9:00 ~ 17:00 定休日 日曜日・祝日 ご相談・お見積は無料です。お気軽にお問い合わせください。 ご来店前にはお電話ください。



FAX 0771-60-1038

https://www.ishicho.com

LINE ID @710mimwi

相続と終活、こんな心配事はありませんか?

相続手続き、 何も手を つけられていない



家族がもめない きちんとした 遺言書を書きたい・



山林や別荘、実家… 売れない、貸せない 不動産をどうにかしたい



安心して 親を任せられる 介護施設が 見つからない…

そのお悩み、 オンラインで

実家のお墓を 墓じまいしたい・



ワンストップ解決!



相談は 無料

最適な 専門家を



何度でも 相談OK

スマホで 相談可能

相続手続き

遺言書作成

おひとりさまの身元保証・死後事務支援

家族信託

お墓

売れない・貸せない不動産

介護施設選び

保険の見直し

墓じまい

遺品整理

経験豊富な専門家が、あなたの状況に応じて適切なアドバイスを行います!

シニアと家族の相談室を通じてご相談できる専門家・サービス

税理士 司法書士 行政書士 ファイナンシャルプランナー 不動産会社 介護施設 遺品整理会社 霊園 寺院 葬儀社 おひとりさまの身元保証 家系図作成 墓じまい 海洋散骨 など

*各専門家と提携して業務を行っています。

まずはお電話、またはWebで、ご相談の希望をお伝えください!



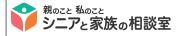
0120-948-644

Webで



受付時間:10:30~18:30(日•祝休)

*地域によっては対面でのご相談も可能です。お気軽にお問い合わせください。



〒130-0022 東京都墨田区江東橋3-9-10 錦糸町マルイ5階

「シニアと家族の相談室」の運営は、1984年創業の株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。

発 行 南丹市役所編集/制作 株式会社鎌倉新書発 行 年 2025年11月

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。 広告主及び広告内容については、南丹市が推奨するものではありません。 広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。